

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針

1 運用方針について

条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2 支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3 早期回復・生活再建に向けた支援策について

（1）犯罪等に起因する相談に関する支援

- ① 弁護士相談費用の助成
- ② カウンセリング費用の助成

（2）経済的支援

- ① 遺族弔慰金
- ② 重傷病支援金
- ③ 遺族子育て支援金
- ④ 性犯罪被害者支援金

（3）家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援

- ① 家事・介護等に関する支援

（配食サービス、食事費用助成、家事・介護等費用助成、移動費用助成、ごみの訪問収集）

- ② 育児等に関する支援

（一時保育・預かり費用助成）

- ③ 就労や修学に関する支援

（就労準備費用助成、修学費用助成）

（4）居住支援

- ① 転居費用助成
- ② 宿泊費用補助

(5) その他

① 性犯罪被害者への緊急的な支援

4 普及啓発

(1) さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

(2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

HP、区のおしらせ、区政PRコーナー、X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(3) 犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(4) 学校や教育活動を通じた普及啓発

「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版)を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

(5) 事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成

条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

(1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

(2) 育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。

③ 全国研修会

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6 庁内連携及び関係支援機関との連携

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成

犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（２）情報共有

関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（３）支援調整会議の実施

犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。

（４）関係支援機関との連携強化

犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7 支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、支援制度運用委員会を設置する。